

1 【①リコール制度の強化・拡充】

消費者が容易に製品の回収措置に関する情報を入手できるよう、社告等を一覧できるポータルサイトのあり方について検討する。[平成18年度までに一定の結論を得る]

1

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
<p>内閣府 関係省庁 国民生活センター</p>	<p>最近、多発する製品事故が大きな社会問題となっていることに鑑み、内閣府は、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、（独）国民生活センター、（独）製品評価技術基盤機構（NITE）等の関係機関の協力の上、以下のリコール・製品回収等に関する情報を掲載したポータルサイト（「リコール情報ポータルサイト」）を内閣府HP「消費者の窓」内に平成19年3月30日に設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リコール情報ポータルサイトのアドレス (http://www.consumer.go.jp/recall/index.html) <p>掲載内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① リコール・製品回収等の情報サイト一覧 ② 製品安全に関する相談先一覧 ③ 製品の不具合情報を収集するための連絡先 ④ 製品安全の関係法令一覧 	<p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●進捗度 平成18年度内に、リコール情報ポータルサイトを設置した。 ●有効性 消費者が、このリコール情報ポータルサイトを入り口として、製品安全にかかわる国や独立行政法人のHPから様々なリコール・製品回収等の情報、製品安全の相談先、製品に不具合があった際の連絡先、関連する法令の情報を容易に入手できることとなる。 <p>〔監視（今後の取組み）〕</p> <p>リコール情報ポータルサイトの内容については、平成19年度以降、リンク先の内容の読みやすさ、分かりやすさ等を含め、より良いものに改定していく。</p>